

■ 恵那市水道事業給水条例（平成16年10月25日条例第238号）

○ 上水道 別表第2（第31条関係）

量水器の口径	分担金
20mm以下	270,000円
25mm	660,000円
30mm	1,200,000円
40mm	2,670,000円
50mm	4,030,000円
75mm	5,780,000円
100mm	市長が別に定める額
第31条第4項に定める額（拡張区域）	1件につき 250,000円

○ 旧簡易水道 別表第3（第31条関係）

量水器の口径		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
区域								
旧中野方簡易水道 旧毛呂窪簡易水道	全域	520,000円	520,000円	726,000円	1,294,000円	2,852,000円	4,342,000円	6,057,000円
	全域	520,000円	520,000円	732,000円	1,328,000円	2,928,000円	4,507,000円	6,034,000円
旧飯地簡易水道	全域	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	378,000円	672,000円	1,008,000円
旧岩村簡易水道	山岡町及び稲津町地区	304,500円	346,500円	409,500円	462,000円	567,000円	777,000円	—
	三郷町地区	520,000円	520,000円	520,000円	520,000円	567,000円	777,000円	—
旧山岡簡易水道	明智地区	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	315,000円	504,000円	—
	新井地区	270,000円	270,000円	278,250円	304,500円	383,250円	567,000円	—
	大泉地区	451,000円	477,750円	493,500円	530,250円	645,750円	903,000円	—
	東町地区	320,250円	330,750円	378,000円	404,250円	483,000円	666,750円	—
旧明智簡易水道	吉良見地区	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	315,000円	504,000円	—
	大栗地区	270,000円	270,000円	270,000円	270,000円	315,000円	504,000円	—
	上下田良子地区	315,000円	330,750円	341,250円	367,500円	446,250円	630,000円	—
旧静波簡易水道 旧横通・阿妻簡易水道	全域	451,500円	477,750円	493,500円	530,250円	645,750円	903,000円	—
旧上川簡易水道 旧閑川簡易水道 旧大平簡易水道 旧中沢簡易水道	全域	400,000円	520,000円	750,000円	900,000円	1,200,000円	1,500,000円	—
旧上矢作簡易水道	上矢作町他地区	270,000円	270,000円	325,500円	367,500円	483,000円	703,500円	—
旧下原田簡易水道	石洞・木の実地区	520,000円	520,000円	—	—	—	—	—
旧柏尾飲料水供給施設	全域	362,250円	372,750円	420,000円	446,250円	—	—	—
旧宇連飲料水供給施設	全域	270,000円	270,000円	325,500円	367,500円	483,000円	703,500円	—

■ 恵那市水道事業給水条例施行規則（平成16年10月25日規則第221号）

（量水器の口径等）

第20条 量水器の口径を決定する基準は、次の表に定めるところによる。ただし、量水器の口径が40ミリメートル以上のときにあっては、標準使用流量等を考慮し、その都度市長が定める。

量水器の口径等	基準
20ミリメートル以下	12栓以下又は標準使用流量毎分40リットル以下
25ミリメートル	20栓以下又は標準使用流量毎分65リットル以下
30ミリメートル	30栓以下又は標準使用流量毎分140リットル以下
その他の事項	ボイラー等は、最低2栓とみなす（10,000キロカロリー以下の給湯器を除く）